

令和6年度就学援助認定基準

(目的)

第1条 この基準は、八王子市就学援助費支給要綱第1条の規定に基づき、八王子市就学援助費支給要綱第2条に定める児童生徒の認定に関し必要な事項を定める。

(要保護)

第2条 市内に住所を有し、小・中・義務教育学校に就学している、もしくは、令和7年度に就学を予定している児童生徒、又は市外に住所を有し、八王子市立小・中・義務教育学校（以下「市立学校」という。）に就学している児童生徒で、当該児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者を要保護に認定する。

(準要保護)

第3条 市内に住所を有し、小・中・義務教育学校に就学している、もしくは、令和7年度に就学を予定している児童生徒、又は市外に住所を有し、市立学校に就学している児童生徒で、次の各号のいずれかに該当する者を準要保護に認定する。ただし、前条の規定により要保護者に認定された者は、この限りでない。

(1) 当該児童生徒が属する世帯の令和5年中の所得の合計額が、別表1に定めるところにより算出した基準額以下の者。

なお、所得とは、市町村民税における合計所得金額とする。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得の損失がある場合は、他の所得と損益通算せず、その損失を控除する前の金額とする。また、収入額の算定に必要な総所得金額の内訳に、給与所得・公的年金所得がある場合には、総所得金額から10万円を引いた金額を所得とする。

また、当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受けている者がいる場合、その該当者の所得は、上記の世帯所得には含めないこととする。

ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。

イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。

ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免。ただし、障害年金を受給している場合は、申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。

エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。

オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。

(2) 当該児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により、当該世帯の令和6年中の所得の合計額が、別表1に定めるところにより算出した基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。

(3) 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要な者として報告があった児童生徒で、その報告が妥当であると客観的に判断できる者。

(申請)

第4条 市立学校に就学している児童生徒の保護者で、第2条及び第3条に規定する認定を希望する者は、令和6年度八王子市就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が就学する市立学校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。ただし、前条第3号の規定により当該校長から特に援助が必要な者として報告された児童生徒の保護者については、申請書が提出されたものとみなす。

2 市内に住所を有し、市立学校以外の小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者で、

第2条及び第3条に規定する認定を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

- 3 市内に住所を有している令和7年度に就学を予定している児童の保護者で、第3条に規定する認定を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、第2条及び第3条に規定する要保護及び準要保護の要件の有無を審査し、認定の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、審査の結果を申請者に通知するものとする。

(認定の期日)

第6条 前条第1項に規定する認定の期日は、別表2に定めるところによるものとする。ただし、令和7年度に就学を予定している児童生徒については別表3に定めるところによるものとする。

(再審査)

第7条 第5条第1項の規定により否認定となった者は、再審査を申し出ることができるものとする。

- 2 前項に規定する再審査は、第5条第2項に規定する通知を受理した日から30日以内に申し出るものとする。

- 3 教育委員会は、前項に規定する再審査の申出があったときは、認定の可否について再度審査し、結果を申請者に通知するものとする。

(再申請)

第8条 第5条第1項の規定により要保護又は準要保護として認定された場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該申請者は再度第4条に規定する申請書を提出しなければならない。

- (1) 児童生徒が市立学校に転入学（市立学校間の転学を含む。）したとき
- (2) 児童生徒が市外から市立学校に就学することになったとき
- (3) 婚姻等により世帯の構成に変更があったとき
- (4) 賃貸住宅から転居したとき

- 2 第5条第1項の規定により否認定となった場合であっても、新たに第2条又は第3条に規定する認定基準に該当することとなったときは、当該申請者は再度第4条に規定する申請書を提出することができるものとする。

(認定の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 児童生徒が市立学校間で転学したとき・・・・・・・・・・転入学した市立学校の就学期日
- (2) 児童生徒が転学（前号に規定する転学を除く。）又は退学したとき
・・・・・・・・・・転学又は退学した小・中・義務教育学校の最終登校日の翌日
- (3) 第2条及び第3条に規定する要保護及び準要保護の要件を欠くことになったとき
・・・・・・・・・・当該要件を欠くことになった日
- (4) 不正の手段により認定されたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・認定の期日

別表1 準要保護基準額算出表（第3条関係）

1 基準額計算方法概要

- ① 世帯員の年齢と、世帯員に対応する基準額Aを合計する。
- ② 世帯員・家賃区分に対応する基準額Bを①に加える。
- ③ 基準額Bの家賃区分が「月額64,000円未満」「月額69,800円未満」「月額75,000円未満」「月額83,800円未満」の口場合は、家賃の12か月分(年額)を②に加え、10円未満を切り上げる。

2 基準額A

単位:円

年齢	生年月日	学年	世帯員 2人	世帯員 3人	世帯員 4人	世帯員 5人	世帯員 6人	世帯員 7人	世帯員 8人	世帯員 9人以上
0～2	令和3年4月2日～		354,000	334,050	307,050	285,600	280,350	274,650	269,850	265,800
3～5	平成30年4月2日～令和3年4月1日		397,950	375,450	347,700	329,400	329,400	329,400	329,400	329,400
6～7	平成28年4月2日～平成30年4月1日	小1～2年	593,300	593,300	569,600	545,900	545,900	545,900	545,900	545,900
8～9	平成26年4月2日～平成28年4月1日	小3～4年	596,600	596,600	572,900	549,200	549,200	549,200	549,200	549,200
10～11	平成24年4月2日～平成26年4月1日	小5～6年	601,000	601,000	577,300	553,600	553,600	553,600	553,600	553,600
12～14	平成21年4月2日～平成24年4月1日	中学生	772,850	772,850	743,750	714,500	714,500	714,500	714,500	714,500
15～19	平成16年4月2日～平成21年4月1日		584,550	584,550	555,450	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200
20～40	昭和58年4月2日～平成16年4月1日		559,500	559,500	531,600	503,550	503,550	503,550	503,550	503,550
41～59	昭和39年4月2日～昭和58年4月1日		530,550	530,550	504,000	477,450	477,450	477,450	477,450	477,450
60～69	昭和29年4月2日～昭和39年4月1日		517,650	501,600	476,550	451,500	451,500	451,500	451,500	451,500
70～	～昭和29年4月1日		449,400	449,400	426,900	404,400	404,400	404,400	404,400	404,400

3 基準額B

家賃区分 世帯員	持ち家 又は 家賃0	月額64,000円未満 <small>※以下の金額に家賃月額の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。</small>	月額64,000円以上	
	2人	803,890	803,890	1,571,890
家賃区分 世帯員	持ち家 又は 家賃0	月額69,800円未満 <small>※以下の金額に家賃月額の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。</small>	月額69,800円以上	
	3人	942,730	942,730	1,780,330
	4人	985,190	985,190	1,822,790
	5人	1,048,440	1,048,440	1,886,040
家賃区分 世帯員	持ち家 又は 家賃0	月額75,000円未満 <small>※以下の金額に家賃月額の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。</small>	月額75,000円以上	
	6人	1,109,990	1,109,990	2,009,990
家賃区分 世帯員	持ち家 又は 家賃0	月額83,800円未満 <small>※以下の金額に家賃月額の12倍を加算し、 10円未満を切り上げる。</small>	月額83,800円以上	
	7人	1,156,630	1,156,630	2,162,230
	8人	1,202,970	1,202,970	2,208,570
	9人	1,249,000	1,249,000	2,254,600
	10人以上	1人毎+46,050	1人毎+46,050	1人毎+46,050

別表2 認定の期日（第6条関係）

申請書の提出日	児童生徒の就学期日	区 分	認 定 の 期 日
令和6年 5月1日以前	令和6年 4月1日 以前	4月1日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者	当該保護が開始された日
		4月1日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受けた者	当該措置を受けた日
		4月1日以降に第3条第2号に規定する事由が生じた者	当該事由の生じた日
		上記以外の者	令和6年4月1日
	令和6年 4月2日 以降	就学期日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者	当該保護が開始された日
		就学期日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受けた者	当該措置を受けた日
		就学期日以降に第3条第2号に規定する事由が生じた者	当該事由の生じた日
		上記以外の者	就学期日
令和6年 5月2日以降	令和6年 4月1日 以前	4月1日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者	当該保護が開始された日
		4月1日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受け、当該措置決定の通知を受理した日から30日以内に申請書が提出された者	当該措置を受けた日
		4月1日以降に第3条第2号に規定する事由が生じ、当該事由が生じた日から30日以内に申請書が提出された者	当該事由の生じた日
		上記以外の者	申請書が提出された月の初日
	令和6年 4月2日 以降	就学期日以降に保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となった（生活保護法に基づく保護が開始された）者	当該保護が開始された日
		就学期日以降に保護者が第3条第1号に規定する措置を受け、当該措置決定の通知を受理した日から30日以内に申請書が提出された者	当該措置を受けた日
		就学期日以降に第3条第2号に規定する事由が生じ、当該事由が生じた日から30日以内に申請書が提出された者	当該事由の生じた日
		就学期日から30日以内に申請書の提出があった者	就学期日
		上記以外の者	申請書が提出された月の初日

別表3 入学予定者の認定の期日（第6条関係）

入学予定者の区分	認定期日
小学校入学予定者	令和7年2月1日 ※但し、教育委員会の定める期限までに申請書の提出があった者に限る。
中学校入学予定者	別表2に準ずる